

横浜市行政不服審査会答申
(第154号)

令和7年4月8日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「利用料決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事業の概要

本件は、審査請求人の子（以下「本児」という。）について、横浜市栄区長（以下「処分庁」という。）が、令和6年3月27日付けで、同年4月以降の特定教育・保育施設の利用料を月額76,100円とする決定（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分に係る利用料の算定が違法又は不当であるとして審査請求を行った事業である。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 2年前（令和4年）の収入は一時的な収入に過ぎず、現時点では負担区分が軽いと考えられる。
- (2) 障害年金を受給する障害者を有する世帯であることが負担区分に反映されていない。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 施設型給付費の額について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項柱書は、「施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。」と規定し、同項第2号は、「政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と規定している。

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成27年3月横浜市規則第58号。以下「規則」という。）は、法第27条第3項第2号に基づき当該教育・保育給付認定保護者の世帯の所得その他の事情を勘案して市が定める額を定めるものである。そして、規則第4条第1項で引用されている別表第2（以下「別表第2」という。）の2により負担区分階層に応じた利用料が定められている。

- (2) 別表第2及び横浜市保育所等利用料算定及び副食費免除の対象決定事務

取扱要領（平成 27 年 4 月 1 日令保第 3996 号。以下「要領」という。）には、D 階層及び E 階層の定義が定められており、E 階層は、「C 階層及び D 階層（D 1～5 階層に限る）であって、次条の規定に該当する場合」とされている（要領第 4 条第 5 項）。そして、要領第 5 条第 2 号には、身体障害者に関する規定が置かれている。

(3) 審査請求人世帯の令和 5 年度市町村民税所得割額課税額は父が 138,300 円、母が 517,900 円であり、計 656,200 円となるところ、これは別表第 2 において D27 階層に該当する。そして、審査請求人の保育必要量は保育短時間であることから審査請求人の利用料は 76,100 円となる。

要領第 3 条によれば、4 月から 8 月までの利用料については前年度分市町村民税額所得割額課税額で算定を行うとされており、審査請求人世帯の所得金額等に誤りはない以上、処分庁の算定は正当である。

また、身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯であっても、E 階層に該当するには、D 1～D 5 階層のいずれかに該当することが必要となる。審査請求人世帯が D27 階層に該当することから、審査請求人世帯の者が身体障害者手帳の交付を受けていたとしても、E 階層を適用することができない。

(4) よって、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令等の規定

ア 法附則第 6 条第 1 項は、「市町村は、児童福祉法第 24 条第 1 項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定

教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。」と規定する。

同条第4項は、「第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。」と規定する。

イ 規則第1条は、「…法附則第6条第4項の規定に基づき特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額（以下これらを「教育・保育費」という。）…については、この規則の定めるところによる。」と規定する。

ウ 規則第4条第1項は、「教育・保育費…は、別表第2のとおりとする。」と定め、同項で引用する別表第2の2の表は、特定教育・保育施設について、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る利用施設・事業、負担額対象区分及び保育必要量ごとに、次のとおり、現年度分の市町村民税所得割課税額等に基づく負担区分に応じた負担額を規定する。

負担区分	認定区分	3号認定子ども	
	利用施設・事業	特定教育・保育施設	
	負担額対象区分	第1子負担額	第2子負担額
	保育必要量	保育標準時間認定 (保育短時間認定)	
(中略)			
D27階層	A階層を除き、現年度分の市町	77,500円	42,600円

	村民税所得割課税額が 397,001 円以上の世帯	(76,100 円)	(41,800 円)
(中略)			
E 1 階層	A 階層及び D 1 階層を除き、現年度分の市町村民税所得割課税額が 10,000 円以下の世帯(ひとり親世帯等)	2,900 円 (2,800 円)	0 円 (0 円)
(中略)			
E 5 階層	A 階層及び D 5 階層を除き、現年度分の市町村民税所得割課税額が 57,701 円以上 77,100 円以下の世帯 (ひとり親世帯等)	3,200 円 (3,100 円)	0 円 (0 円)

エ 別表第 2 の 2 の表の備考には、「1 この表において「3 号認定子ども」とは、政令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。」、「2 この表において「第 1 子負担額」とは、教育・保育給付認定保護者に係る負担額算定基準子ども(政令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。) …のうち最年長者である 3 号認定子ども…に係る負担額をいう。」、「5 この表において、「保育標準時間認定」とは告示に規定する保育標準時間認定を、「保育短時間認定」とは告示に規定する保育短時間認定をいう。」、「6 この表において「現年度」とは、特定教育・保育又は特定地域型保育のあった月の属する年度(特定教育・保育又は特定地域型保育のあった月が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度)をいう。」、「7 この表において「市町村民税課税額」及び「市町村民税所得割課税額」とは、市長が別に定めるところにより算定した額をいう。」、「8 この表において「ひとり親世帯等」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯その他市長が定める世帯をいう。」との記載がある。

オ 別表第 2 の 2 の表の備考 7 に基づき要領第 3 条が定められており、要領第 3 条柱書は、「区長は、次の各号に掲げる定義に従って、現年度分(4 月から 8 月までの利用料及び副食費免除の対象決定に係る分については

前年度分。以下同じ。) の市町村民税課税額、市町村民税所得割課税額の算定を行うものとする。」と規定し、同条第1号及び第2号は、それぞれ次のとおり規定する。

「(1) 市町村民税課税額

均等割、及び次号に規定する所得割の課税額をいう。

なお、市町村税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

(2) 市町村民税所得割課税額

市町村民税所得割額のうち、調整控除後、調整控除額(調整措置の額を含む)以外の税額控除前の額とし、地方税法第328条に規定する退職手当等に係る所得割額は含まない。

なお、政令指定都市の市町村民税所得割課税額の計算については、都道府県から政令指定都市への税源移譲による税率変更前の税率を用いて行う。」

カ 別表第2の2の「ひとり親世帯等」は、同別表の2の備考8に基づき要領で定められており、要領第5条柱書は、「ひとり親世帯等とは次のいずれかに該当する世帯をいう。」と規定し、同条第2号は、「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯(障害者又は障害児であって、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの(在宅障害児・者という。)に限る。)」と規定する。

(2) 認められる事実

ア 審査請求人は、令和5年10月26日、本児について法第20条第1項に基づき、教育・保育給付認定申請を行った。

イ 処分庁は、上記アの申請に対し、法第20条第3項に基づき、令和6年4月1日から令和8年12月10日までを3号認定(法第19条第3号該当)、令和8年12月11日から令和12年3月31日までを2号認定(法第19条第2号該当)とし、保育必要量を保育短時間とする教育・保育給付認定を行い、令和6年1月19日、教育・保育給付認定決定通知書を審査請求人に送付した。

ウ 処分庁は、令和6年3月27日、審査請求人に対し、本児の令和6年4月からの特定教育・保育施設の利用について、法附則第6条第4項に定める額（利用料月額）を76,100円とする本件処分を行い、利用料通知書を審査請求人に送付した。

（3）判断

ア 本児の令和6年4月からの利用料月額については、別表第2の2の表の「認定区分：3号認定子ども」、「利用施設・事業：特定教育・保育施設」、「負担額対象額区分：第1子負担額」の欄が適用される。

そして、令和6年4月から8月までの負担区分については、別表第2の2の表の備考6及び同7並びに要領第3条各号に基づき、前年度分の市町村民税所得割課税額等に基づいて決定されるところ、令和5年度の審査請求人世帯の市町村民税所得割課税額が656,200円であるため、負担区分はD27階層となり、保育必要量が保育短時間認定であることから、本児に係る令和6年4月からの利用料は月額76,100円となり、処分庁がした利用料の算定に誤りはない。

また、審査請求人世帯の市町村民税所得割課税額に誤りがあることをうかがわせる事情もない。

イ 審査請求人は、2年前（令和4年中）の収入は一時的なものであって、現時点の収入に基づけば負担区分が異なると主張する。

しかし、4月から8月までの利用料は、上記アのとおり、前年度分の市町村民税所得割課税額に基づいて算定されるのであって、令和6年4月からの利用料を令和5年度の市町村民税所得割課税額に基づいて算定したことには誤りはない。また、別表第2の2の表の備考7に基づき定められた要領第3条第2号は、市町村民税所得割課税額の算定方法を定めているところ、地方税法第328条に規定する退職手当等に係る所得割額を除き、一時的な収入であることを理由として市町村民税所得割課税額算定の基礎から除外する旨の規定はなく、令和5年度の審査請求人世帯の市町村民税所得割課税額に退職手当等に係る所得割額が含まれていると認められる事情はないことから、本児に係る利用料の決定が違法又は不当であるとは認められない。

ウ また、審査請求人は、身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯であることが負担区分に反映されていないと主張する。

しかし、身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯として、D階層に比して利用料が低額なE階層となるためには、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯(D1～D5階層)である必要があるところ(別表第2の2)、審査請求人世帯は、令和5年度の市町村民税所得割課税額が656,200円(D27階層)であるため、令和6年4月からの利用料の算定においてはE階層とならない。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年7月30日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年8月19日	・弁明書の受理
令和6年8月21日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和7年2月21日	・審理手続の終結
令和7年2月28日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和7年3月11日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和7年4月8日	・調査審議